

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

先端健康産業の振興による地域再生計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県

### 3 地域再生計画の区域

三島市及び静岡県駿東郡長泉町の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### (1) 静岡県東部の富士山麓周辺地域における産業政策の方向

静岡県は、医薬品生産額6,308億円（平成18年）で全国第1位、医療機器生産額が1,620億円（平成18年）で全国第3位の産業集積を有し、その中でも、県東部の富士山麓周辺地域は、県下の医薬品・医療機器製造事業所の約4割が集中しているほか、首都圏との近接性や富士山をはじめとする豊かな自然環境を有し、医薬、食品、バイオ関連の研究機関も数多く立地している。

こうした環境を生かし、本県では、この富士山麓地域において、「世界一の健康長寿県の形成」を目標に掲げ、世界レベルの高度医療・技術開発を目指した研究開発を促進し、県民の健康増進と健康関連産業の振興・集積を図るため、富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）プロジェクトを推進している。これまで平成14年3月に「ファルマバレープロジェクト第1次戦略計画」（計画期間：平成14～18年度）を策定し、その間、主に基盤整備に取り組んできたところであり、平成19年3月には「ファルマバレープロジェクト第2次戦略計画」（計画期間：平成19～22年度）を策定し、プロジェクトの実現に向けて地域経済活性化のための具体的な事業展開を進めている。

#### (2) 地域再生計画区域の特性

前述したとおり、富士山麓周辺地域には、医薬、食品、バイオ関連の研究機関が数多く立地しているが、中でも地域再生計画の区域内には、我が国の遺伝学に関する総合的研究を推進する中枢機関（COE）で、日米欧の三大DNAデータバンクのひとつとしても位置付けられている大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所（三島市）、がん高度専門医療機関である静岡県立静岡がんセンター（駿東郡長泉町）及びがん医療に関する研究拠点である同研究所が立地している。

ファルマバレープロジェクトの一環として、地域再生計画の区域内では、これまでも静岡がん会議等を行い、アジアや欧米など世界の研究者との連携を推進し、人的交流の拡大と国際的ネットワークの形成を進めてきた。

今後さらに、大学・企業・医療機関等の産学官連携による先端的な共同研究の推進と、それらを担う優れた人材の集積により、医療からウエルネスまで世界レベルの研

究開発を進め、県民の健康増進と健康関連産業の振興・集積につなげていくこととしている。

### (3) 数値目標

本計画は、区域内に立地する研究機関などにおいて、優秀な外国人研究者の受入れが円滑に行われるよう、地域再生計画と連動した支援措置（B0502）を活用することにより外国人研究者等に対して入国・在留諸申請の優先処理を行うとともに、「5-3-2 国の支援措置によらない独自の事業」に記載する各事業を実施することにより、世界レベルの高度医療、技術開発を目指した研究開発が促進され、その成果を健康関連産業の振興につなげていくことで、特色ある地域の発展を目指すものである。

#### (目標1) 支援措置（B0502）活用件数（累計）

平成18年度までの実績数： 3件 → 目標数： 6件（平成22年度）

ただし、平成18年度までの実績数は、先端健康産業集積特区（平成15年度から平成18年度）における特例措置（504）活用実績数

#### (目標2) 特許出願件数（ファルマバレー関連累計）

平成18年度までの実績数： 24件 → 目標数： 50件（平成22年度）

#### (目標3) 製品化の件数（ファルマバレー関連累計）

平成18年度までの実績数： 7件 → 目標数： 20件（平成22年度）

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本県では、医療、健康関連に関して世界レベルの研究開発を進め臨床応用を図るとともに、その成果によって富士山麓に健康関連産業の集積を図るファルマバレープロジェクトを推進しているが、この中でも、先端的な研究機関が立地する三島市及び駿東郡長泉町の区域において、優秀な外国人研究者を円滑に受け入れることにより、内外から世界水準の研究人材を集積させ、更なる研究開発の促進と経済活動の活性化を図る。特に、国立遺伝学研究所、県立静岡がんセンター及び同研究所において先端的な研究開発を促進し、産業に結び付けていくことを目指す。

このため、富士山麓先端健康産業集積プロジェクト事業などの実施により、人材の育成・集積に一層努め、国際的な遺伝学をはじめ、医療や健康の先端的な研究拠点の形成を図る。同時に、研究活動の活発化、産学官連携の推進による研究成果の早期実用化・事業化を図り、新事業・新産業の創出による地域経済の活性化につなげていく。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 国の支援措置による事業

B0502 「外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業」(法務省)

(1) 支援措置を受けようとする者

地域再生計画の区域内に所在する機関(下記(2))において、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄に掲げる研究活動又は事業活動を行う外国人並びにその配偶者及び子

(2) 対象となる施設

○機関名：大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

施設名	所在地	概要	外国人の活動内容
国立遺伝学研究所	三島市谷田 1111	遺伝学の基礎とその応用に関する総合的研究を行い、学術研究の発展に資することを目的に、昭和24年6月に設置された。分子遺伝研究系、細胞遺伝研究系、個体遺伝研究系、集団遺伝研究系、総合遺伝研究系の組織で研究を行っている。	国立遺伝学研究所において、遺伝学研究活動に従事

○機関名：静岡県がんセンター局

施設名	所在地	概要	外国人の活動内容
静岡県立静岡がんセンター	駿東郡長泉町下長窪 1007	がん高度専門医療機関及びがん医療に関する研究拠点として、平成14年9月に開院した。遺伝子診療研究部、免疫治療研究部、患者・家族支援研究部など8研究部3支援室で新しい診断・治療法などの研究開発を推進している。	県立静岡がんセンターにおいて、がん医療に関する研究活動に従事

(3) 上記(2)の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を定める省令(平成18年法務省令第79号)に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由

当該機関は、遺伝学に関わる研究や、がん高度専門医療機関としてがん医療に関する研究など、高度かつ先進的な研究等を行っている機関である。このことから、国立遺伝学研究所及び県立静岡がんセンターは、「高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究を目的とするもの」であり、平成18年法務省令第79号第1条の要件に該当する。

(4) 本支援措置を活用して取り組む地域再生の内容

国立遺伝学研究所、県立静岡がんセンター及び同研究所では、先端的な研究が進められており、日本国内外はもとより、世界中から多くの優れた研究者を集めることが可能である。

このような研究施設を含む地域の特性を生かし、外国人研究者に対する入国申請手続きに係る優先処理により受入れを促進することによって、国立遺伝学研究所における分子遺伝研究や細胞遺伝研究などの基礎とその応用に関する総合的な研究や、県立静岡がんセンターにおける遺伝子診療や免疫治療などの新しい診断、治療法等に関する先端的な研究に、高度人材である外国人研究者の参画を進め、対象区域における更なる研究活動の活発化を図るとともに研究成果の創出を目指す。

これらの研究成果によって、大学、公設試験研究機関及び民間企業・研究所や地域との連携を図りながら、具体的な製品化、事業化に向けた取組みを進めることが可能となり、健康関連産業の振興を通じた地域経済の活性化に寄与する。

### 5-3-2 国の支援措置によらない独自の事業

ファルマバレープロジェクトに関わる各事業

(1) ファルマバレーセンター事業助成

ファルマバレープロジェクト推進のため設置された「ファルマバレーセンター」の行う以下の事業に対し、必要な経費を助成する。

ア 富士山麓先端健康産業集積プロジェクト推進事業(県事業)

医療機器等の健康関連分野に係る研究開発から産業化への支援、さらには医療・健康関連人材育成までの活動を行う。

イ 創薬探索研究事業(県事業)

化合物の収集、医薬品候補化合物の探索及び最適化研究を行う。

ウ 先進医薬普及促進事業(県事業)

治験による先進医薬の開発促進と医療の質の向上を図るために構築した、県内中核医療機関29病院約14,000床の県治験ネットワークの運営を行う。

エ ファルマバレープロジェクト研究事業(県事業)

産学官の連携体制のもと、健康産業への応用を目指したバイオナノ技術に関する研究を行う。

(2) 都市エリア産学官連携促進事業（国事業）

文部科学省の発展型事業として採択された都市エリア産学官連携促進事業により、地域との連携を図りながら具体的な製品化・事業化に向けて取り組む。

(3) 静岡トライアングルリサーチクラスター形成事業（県事業）

静岡県では、ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ（食品・医薬品・化成品産業集積プロジェクト）、フォトンバレー（光・電子産業集積プロジェクト）の県東・中・西部を中心とした産学官連携による3つの産業集積プロジェクトを戦略的に展開している。この3つのクラスターの推進に当たり、クラスター相互の連携を強化し、各々の研究成果を利用して新たな製品開発等を図り、相乗効果を高める。

(4) 企業誘致活動の推進（県事業、市町事業）

設備投資補助、土地取得・新規雇用補助等の優遇策を講じ、積極的な誘致活動を行う。

6 計画期間

認定の日から平成23年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の作成主体が、目標の達成度についての検証を実施し、成果等の評価、改善すべき事項の検討等を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし